

令和5年度 みなべ町における農業支援策

1. 農 地

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
① 農地を買う・借りたい・集積したい	農地売買等支援	農地中間管理機構(和歌山県農業公社)の仲介により、規模縮小農家等から認定農業者等担い手への農地の売買を支援します。	農業者、農業法人	—	みなべ町農業委員会 0739-72-1337
	農地中間管理	農地中間管理機構(和歌山県農業公社)の仲介により、規模縮小農家等から認定農業者等担い手への農地の貸借等を支援します。	農業者、農業法人	—	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174 みなべ町農業委員会 0739-72-1337
	機構集積協力金	農地中間管理機構に対しまとまった農地を貸し付けた地域や、部門減少・リタイヤによる農地貸し付け及び担い手への農地集積に協力する農業者を支援します。	農業者、農業法人	定額	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174 みなべ町農業委員会 0739-72-1337
② 耕作放棄地を解消したい	和歌山版遊休農地リフォーム化支援	担い手への農地集約を進めるため、農地中間管理機構が一団農地内の遊休農地の現状復旧・圃地条件の改良を行い、貸付等を行います。	担い手農家、輸出に取り組む者、農業協同組合	定額	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174 みなべ町農業委員会 0739-72-1337
	農業農村活性化支援モデル	中山間地での耕作放棄地を解消する企画提案を募集し、モデル的な実施を委託することにより地域主体の活動を支援します。	NPO、任意団体等	定額	日高振興局農地課 0738-24-2914
	放牧による草刈りレスキューモデル	地域で取り組む遊休農地等の除草対策に、牛や山羊の活用を図ります。	3名以上からなる団体等	—	日高振興局農地課 0738-24-2914
③ 農道、農業用排水路を補修したい	農道及び農業用排水路整備(町単独)	農道、農業用排水路の補修を補助します。	農業者団体 (2名以上)	4割	みなべ町産業課 工務係 0739-72-1337

令和5年度 みなべ町における農業支援策

2. 機械・施設

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
① 施設を作りたい	農地利用効率化等支援交付金	融資を受けて農業用機械・施設等を導入する場合の自己資金部分について支援します。	農業者、農業法人等	3/10以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
	農山漁村発イノベーション推進事業	六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等が2次、3次業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して取り組む場合に加工・販売施設等の整備を支援します。	農林漁業者団体、加工業者等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁農林水産総務課 073-441-2896
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	食品製造事業者等が輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすために必要な施設の整備や機器の整備を支援します。	食品製造事業者等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁食品流通課 073-441-2813
	農業活性化支援	農業の活性化を図るため、生産振興施設、機材等の整備を支援します。	農協、農業者団体等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁果樹園芸課 073-441-2903
② 機械を導入したい	ものづくり生産力高度化補助金	県内製造事業者が、デジタル技術を駆使して、ビジネスモデルを変革するために大規模な投資を補助します。	食品加工・製造関連県内企業	1/3以内	県庁産業技術政策課 073-441-2355

3. 経営・技術・研究

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
① 新たに農業を始めたい	青年等就農資金	新たに農業を始めようとする方に対し、無利子で資金を融資します。	認定新規就農者	無利子	日本政策金融公庫 和歌山支店 農林水産事業 073-423-0644

令和5年度 みなべ町における農業支援策

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
① 新たに農業を始めたい	新規就農者育成総合対策事業	新たに農業を始めようとする方に対し、就農前後の資金を年間最大150万円交付します。 ・就農準備資金：就農前の研修期間(最長2年間) ・経営開始資金：就農直後(最長3年間) また、就農直後の経営発展のため、機械・施設等の導入を支援します。	新規就農者 (就農時49歳以下)	年額最大 150万円	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 みなべ町産業課 0739-72-1337 日高地域新規就農者育成協議会 (事務局:JA紀州宮農指導課) 0738-20-9026
	産地受入研修支援 ※上記「新規就農者育成総合対策事業」に関連	産地における振興品目や研修・支援策をとりまとめた「産地提案型就農モデルプラン」に基づく研修を受ける独立自営就農を目指す者であって、新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)の交付を受ける者に対し、年間最大30万円を交付します。	新規就農者 (就農時49歳以下) 注：日高地域新規就農者育成協議会が認めた者	年額最大 30万円	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 みなべ町産業課 0739-72-1337 日高地域新規就農者育成協議会 (事務局:JA紀州宮農指導課) 0738-20-9026
	中古農機具・施設等リユース支援事業	新たに農業を始めようとする方に対し、中古農業用機械の導入、中古農業用ハウス及び集出荷貯蔵施設の再整備等を支援します。	認定新規就農者であって日高地域新規就農者育成協議会が認めた者	最大150万円 (1/3以内)	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 みなべ町産業課 0739-72-1337
	経営継承・発展支援	令和4年1月1日以降に中心経営体等から経営を継承した後継者が経営の発展に向けた取組を行う際に必要な経費を補助します。	中心経営体等である先代事業者から主宰権の移譲を受けた個人又は法人	最大100万円 (国:1/2以内 町:1/2以内)	みなべ町産業課 0739-72-1337
	移住者農林水産就業補助金	県外から移住し、農林水産業に就いて一定規模以上の独立経営を行う60歳未満の者に対し、経営が不安定な就業当初の活動経費を支援します。(みなべ町の移住推進地域:上南部地区・高城地区・清川地区)	県外から移住した農林水産業就業者	最大50万円	県庁移住定住推進課 073-441-2930
② 協業化や農業法人の経営発展に取り組みたい	強い経営体育成支援事業	法人化を目指す協業組織や農業法人の経営発展を支援します。	協業組織・農業法人(3戸以上で構成)	1/3~1/2以内 (遊休農地の土壌改良は定額)	みなべ町産業課 0739-72-1337 日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930
③ 経営改善を行いたい 農業の経営資金を借りたい	農業近代化資金	農業経営の近代化のための農業用施設、農機具、果樹植栽資金等を低利で融資します。	認定農業者 等	—	JA紀州梅の郷支店 0739-74-2415 JA紀州南部出張所 0739-72-2011
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営改善計画の達成に必要な農地の取得・改良、施設・機械、長期運転資金等の資金を低利で融資します。 毎月第4水曜日13:00~16:00に役場で公庫の資金相談を実施しています。事前予約制ですので、前週の金曜日までに必ず産業課へ予約の上で、ご活用下さい。	認定農業者	—	日本政策金融公庫 和歌山支店 農林水産事業 073-423-0644 毎月第4水曜日資金相談の予約は みなべ町産業課 0739-72-1337

令和5年度 みなべ町における農業支援策

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
③ 経営改善を行いたい 農業の経営資金を借りたい	農業改良資金	新たな農業部門・加工事業の開始、農産物又は加工品の新たな生産方式・販売方式の導入に必要な機械、施設の取得、農作物の育成等に必要な資金を無利子で融資します。	エコファーマー等	—	日本政策金融公庫 和歌山支店 農林水産事業 073-423-0644
	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障をきたしている場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。	農業者	—	日本政策金融公庫 和歌山支店 農林水産事業 073-423-0644
	農業共済	自然災害等により被害を受けた場合に損失を補填し、経営の安定を図ります。	農業者等	—	和歌山県農業共済組合 南部支所 0739-22-0833
	農業経営収入保険	栽培品目の枠にとらわれず、すべての農業経営品目を対象とし、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填し、経営の安定を図ります。	青色申告を行っている農業者等	—	和歌山県農業共済組合 南部支所 0739-22-0833
	農業者年金	農業者の老後に年金を給付し、老後生活の安定と福祉の向上を図ります。 ①20歳以上65歳未満(※60歳以上65歳未満で加入できるのは、国民年金の任意加入被保険者に限る)②国民年金第1号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者③年間60日以上農業従事の3つの要件を満たしている方が加入できます。	左記①②③を満たす農業者	—	みなべ町産業課 0739-72-1337 JA紀州本店総務課 0738-22-2480
④ 経営力を強化したい 専門家のアドバイスを受けたい	わかやま農業経営・就農サポート	経営規模の拡大、6次産業化、農業経営の法人化など、経営力向上につながる取組を税理士や社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家派遣により支援します。また、経営相談等をした改善に取り組む農業者の法人化を支援します。	農業者、農業法人	定額	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930
⑤ 環境保全型農業に取り組みたい	環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者グループ等を支援します。	農業者の組織する団体等	5千円～14千円/10a 等	みなべ町産業課 0739-72-1337
⑥ スマート農業を知りたい、取り組みたい	スマート農業技術導入加速化	スマート農業フェアや実演会、実践塾の開催によりスマート農業に関連する先端機器等の最新情報を発信するとともに、技術的サポートを行います。	農業者等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930

令和5年度 みなべ町における農業支援策

4. 加工・販売

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 新たな商品を開発したい	農山漁村発イノベーション推進事業	農林漁業者を核に加工業者や流通・販売業者等が参画するネットワークづくりとともに、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品やサービスの開発等を支援します。(市町村戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで取り組む場合を含む)	農林漁業者、農林漁業団体、加工業者等	定額	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁農林水産総務課 073-441-2864
	わかやま中小企業元気ファンド	地域資源を活用した中小企業等による新商品・新サービスの開発を支援します。	食品製造・加工関連中小企業者等	2/3以内	県庁企業振興課 073-441-2760
	わかやま農商工連携ファンド	中小企業者等と農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発を支援します。	食品製造・加工関連中小企業者等	2/3以内	県庁企業振興課 073-441-2760
	経営革新支援	中小企業者等の新製品開発や販路開拓など新たな取り組みを支援します。(経営革新計画) ※随時募集	食品製造・加工関連中小企業者等	—	県庁企業振興課 073-441-2760
② 国内に農産物・加工品の販路を開拓したい	県主催産品商談会の開催	県主催産品商談会の開催 和歌山県産品マッチング商談会、わかやま産品商談会in大阪など、県が主催となり、多くの食品バイヤーを集め、県内の食品事業者に対する商談機会の提供を行います。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2814
	国内大型展示会出展	国内最大級の食品展示会FOODEXJAPANや、スーパーマーケット・トレードショー等への出展を通じ、県産品のPR・商談等を支援します。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2815
	わかやま紀州館運営	県アンテナショップわかやま紀州館から首都圏において広く県産品を紹介します。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2815
	みやげっとdeプレミア和歌山	メールやLINE等でプレミア和歌山推奨品を簡単に贈れるサービスを活用し、新たな販路拡大を支援します。	プレミア和歌山認定事業者	—	県庁食品流通課 073-441-2815
	HACCP高度化推進講習	国内の大手流通業や対EU・対米国輸出に向けた販路を考えている意欲的な事業者を対象にHACCP高度化のためのセミナーを開講します。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2820

令和5年度 みなべ町における農業支援策

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
③ 専門家のアドバイスを受けたい	農山漁村発イノベーション推進事業	専門的な知識を有するプランナーを配置し、多様な地域資源を活用した新事業や付加価値を創出する取組を進めようとする事業者をサポートします。(6次産業化の取組含む)	農林漁業者等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁農林水産総務課 073-441-2864
	わかやまブランド支援	商品開発・販路開拓アドバイザー、商品企画プランナーの派遣や、品質管理の現地指導、企業力アップをめざした研修セミナーを実施します。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2811
	eコマース支援	専門家によるセミナーの開催等により活動推進を支援します。	農林水産業者、農協、漁協、加工業者	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2811
④ 補助金を活用してeコマースによる販売を強化したい	農林水産品販売促進ツール作成支援	eコマースによる販売を行う農林漁業者等のWebサイト制作、Webマーケティングに必要なコンテンツ制作等、県産品の販売力を強化する取組を支援します。	農林漁業者、農林漁業協同組合、生産組合等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946 県庁食品流通課 073-441-2811

5. 安全・安心

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 安全・安心な農産物を生産したい	わかやま農産物安心プラス強化	農業者団体等が自主的に取り組む農産物の残留農薬検査等の安全管理の取組を支援します。	農業者、農業者団体、農協、直売所	出荷段階の検査に要する経費の1/3以内	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁農業環境・鳥獣害対策室 073-441-2905
	GAP(農業生産工程管理)の取得サポート	GAPの認証取得を目指す農業者等を対象とした研修会を開催します。また、認証取得のサポートをGAP指導員が行います。	農業者等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930 県庁農業環境・鳥獣害対策室 073-441-2905

令和5年度 みなべ町における農業支援策

6. 鳥 獣 害 対 策

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 農作物の鳥獣被害の発生を防止したい	農作物鳥獣害防止総合対策	防護柵等の資材費、農業者等の狩猟免許(わな猟、第一種銃猟)取得に係る講習会費用等を助成します。	農業者団体等	防護柵2/3以内 免許 10/10	みなべ町産業課 0739-72-1337
	鳥獣被害対策支援 (JA単独)	国、県、町等施策対象以外の者で、防護設備資材等及びくくりわなの購入費用に対し助成します。(令和5年度は、10月31日までに事前予約必要) ※要望が予算額(268万円)をオーバーした場合、助成金が按分されます。	農業者団体等	防護柵1/2以内 限度額5万円以内 くくり罠、1万円以内	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174

果 樹

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 新技術を導入したい	日本一の果樹産地づくり	新たな技術・機器を導入し、生産に取り組む経費を支援します。	農業者、農業者団体、 農協等	1/3以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
② 改植を行いたい	日本一の果樹産地づくり	県戦略品種や輸出産地への改植・高接に必要な経費を支援します。	農業者、農業者団体、 農協等	1/2以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
	みなべ町うめ産地支援 (町単独)	うめ生育不良園地において、改植更新及び土壌改良等を行う際の伐採費・資材費を補助します。	農業者団体、農協等	1/2以内	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174 みなべ町産業課 0739-72-1337
③ 園内作業道を整備したい	日本一の果樹産地づくり	産地の課題に応じて、園内作業道の設置等産地強化に必要な取組を総合的に支援します。	農業者、農業者団体、 農協等	1/3以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
④ 土壌改良を行いたい	日本一の果樹産地づくり	うめ生育不良の発生している地域で、軽症樹の土壌改良にかかる経費を支援します。	農業者、農業者団体、 農協等	県1/3以内 町1/12以内	みなべ町産業課 0739-72-1337

令和5年度 みなべ町における農業支援策

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
⑤ 予冷・保冷库、光センサー選果機を導入したい	日本一の果樹産地づくり	予冷・保冷库、光センサー選果機など、完熟果流通・流通コスト低減等のための集出荷施設を導入するための経費を支援します。	農業者、農業者団体、農協等	1/3以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
⑥ 果樹園(振興品目)の改植及び新植	果樹経営支援対策	指定落葉果樹への改植(17万円/10a)新植(15万円/10a) 指定柑橘への改植(23万円/10a)新植(21万円/10a) 未収益期間補助として22万円/10aが追加 ※令和5年度分申込終了。令和6年度募集については9月頃を予定。	計画に位置付けられた担い手	定額	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174
⑦ 園地の整備を行いたい	果樹経営支援対策	園内道・暗渠の整備、傾斜の緩和・単軌道・かん水設備等 ※令和5年度分申込終了。令和6年度募集については9月頃を予定。	計画に位置付けられた担い手	1/2以内	JA紀州みなべ営農販売センター 0739-72-1174
⑧ 共同利用施設・機械を導入したい	農業活性化支援	集出荷貯蔵施設等の農業用施設導入経費を支援します。	農業者団体、農協	3/10～1/2以内	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁果樹園芸課 073-441-2902
⑨ 省エネの取組をしたい	施設園芸等燃料価格高騰対策	施設園芸の省エネルギー対策に取り組む産地において、燃料価格の高騰時に補てん金を交付します。	農業者団体、農協	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁果樹園芸課 073-441-2902
⑩ 温室・ハウスを建てたい	日本一の果樹産地づくり	高品質対策として従来のパイプハウスより耐風性等を高めた果樹用ハウス(梅干し用ハウス含む)の導入を支援します。	農業者団体、農協等	県1/3以内 町1/6以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
⑪ クビアカツカヤカミキリの被害拡散を防止したい	病害虫防除対策事業	当害虫により被害を受けた農地のウメ、モモ等の樹に対して、伐採・伐根、伐採・根覆い、ネット被覆を支援します。	農業者、農協等	定額	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926

令和5年度 みなべ町における農業支援策

野菜・花き

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 温室、ハウスを建てたい	次世代野菜花き産地パワーアップ	従来のパイプハウスより耐風性等を高めたハウスの導入や既存ハウスの強化を支援します。	農業者、農業者団体、農協等	県1/3以内 町1/6以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
	農業活性化支援	低コスト耐候性ハウス等の導入を支援します。	農業者団体、農協等	3/10～1/2以内	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926 県庁果樹園芸課 073-441-2903
② 園芸施設の環境制御など新技術の導入をしたい	次世代野菜花き産地パワーアップ	施設の環境制御機器やドローンなどの導入を支援します。	農業者、農業者団体、農協等	県1/3以内 町1/6以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
③ 省力化・高品質化に必要な機器を導入したい	次世代野菜花き産地パワーアップ	省力化・高品質化に必要な機械・設備の導入を支援します。	農業者、農業者団体、農協等	県1/3以内 町1/6以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
④ 施設園芸の省エネ機器を導入したい	次世代野菜花き産地パワーアップ	野菜花きの施設栽培におけるヒートポンプ等の省エネ機器・設備の導入を支援します。	農業者、農業者団体、農協等	県1/3以内 町1/6以内	みなべ町産業課 0739-72-1337
	施設園芸等燃料価格高騰対策	施設園芸の省エネルギー対策に取り組む産地において、燃料価格の高騰時に補てん金を交付します。	農業者団体、農協等	—	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2946

令和5年度 みなべ町における農業支援策

水 稲

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 転作したい	水田活用の直接支払交付金	水田を有効活用して野菜や花き等の作物の生産(転作)を行う販売農家に対し、交付金を交付します。	農業法人、農業者	定額(地域振興作物は加算対象)	みなべ町産業課 0739-72-1337

その他

事業目的	事業名	概要	実施主体	補助率	問い合わせ先
① 条件の不利益な地域での農産物を生産したい	中山間地域等直接支払	中山間地域において、平野部の平らな農地と比べ、農産物を生産する上で不利な条件を補うための支援を行います。	農業者(協定参加者)	—	みなべ町産業課 0739-72-1337
② 農地・農業用施設の保全活動を行いたい	多面的機能支払	農地や農業用水等の資源を守るために、地域ぐるみで行う活動を支援します。	活動組織	—	みなべ町産業課 0739-72-1337
③ 農山漁村コミュニティの再生・活性化の活動をしたい	農林家民泊施設の認定	農林業者が宿泊施設を開設しようとする場合、一定の条件を満たし認定を受けることで、旅館業法などの規制緩和が適用されるため、開設に係る初期費用を軽減することができます。	農林業者	—	みなべ町うめ課 0739-33-9310 日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926
	農業農村活性化支援モデル	中山間地での地域・保全活動の企画提案を募集し、モデル的な実施を委託することにより地域主体の活動を支援します。	NPO,任意団体等	1団体 50万円以内	日高振興局農地課 0738-24-2914 県庁里地・里山振興室 073-441-2943
④ その他	肥料価格高騰対策事業	肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の令和4年11月から令和5年5月までに購入した肥料費(培土など登録外肥料は除く)を支援します。	農業者	前年度から増加した肥料費の7割を支援	各肥料購入業者